

新時代の商標・意匠・不正競争防止法Q&A（第12回）



弁護士 吉川 景司

（元・大阪弁護士会 知的財産委員会 委員）

Q 海外の多数の国で意匠権を取得したいと考えていますが、どのような方法がありますか。また、留意点を教えて下さい。

A ※注 以下で「ハーグ協定のジュネーブ改正協定〇条」をいう場合には単に「〇条」と、「共通規則（Common Regulations）第〇ルール」をいう場合には単に「規則〇条」と記載し、その他の法令の場合には、例えば「意匠法〇条」と記載します。

1. はじめに

外国の意匠権を取得するための方法としては、まず、意匠権の取得を希望する国に対して直接出願する方法があります（図1の①）。しかし、この方法では、出願時に各国での代理人を探す必要があることや、各国の言語及び書式で願書を作成しなければならないことから、設問のように権利取得を希望する国が多数にわたる場合には、出願時に多くの手間や費用がかかります。このような場合には、昨年5月、我が国の国会で締結が承認されたハーグ協定¹のジュネーブ改正協定（ジュネーブアクト）に基づく国際出願（図1の②）を利用することが考えられます。

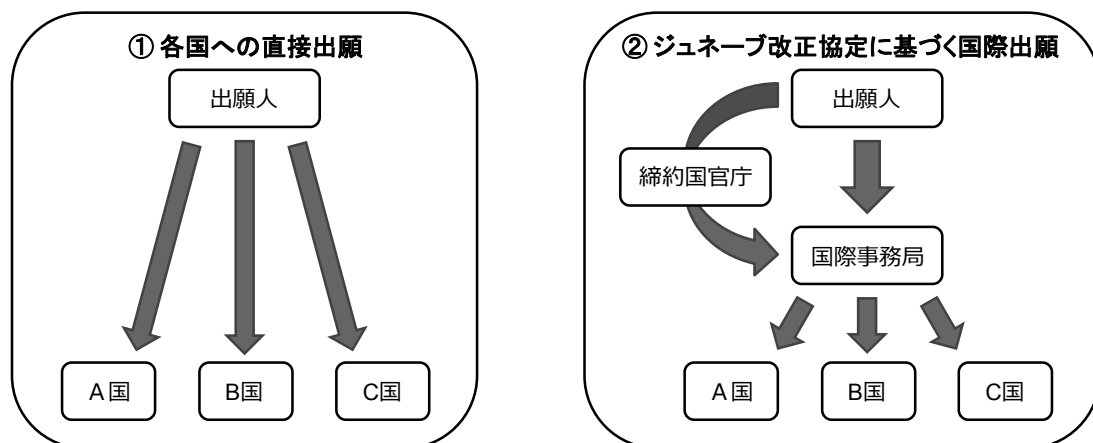


図1：意匠の国際出願における2つのルート

1 ハーグ協定には、ロンドンアクト（1934年）、ハーグアクト（1960年）、及びジュネーブアクト（1999年）の3つの改正協定があるところ、ロンドンアクトは2010年1月1日に凍結されたため、現在は、ハーグアクト及びジュネーブアクトの2つが機能しています。